

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

魚津市長 村椿 晃

市町村名 (市町村コード)	魚津市 (16204)
地域名 (地域内農業集落名)	西布施地区 (蛇田、小川寺、日尾、御影、長引野、布施爪、黒沢、大沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 12 日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中山間地域等にある小区画の農地について、鳥獣被害や作業効率が悪いなどの課題により集積が難しく、今後管理できない農地が増えることが懸念される。
・地区内は果樹栽培を営む農業者が多いが、担い手の高齢化が進んでいるため、次の世代に機械技術や農業技術を継承し、新たな担い手を育成・確保していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、地域の特産物である果樹やさつまいもを作付けし、団地化を形成する。
・地域内の農事組合法人が連携しながら地域農業を守り農業経営の安定化を図るため、従業員の雇用と冬場の作物栽培を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	277.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	277.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・長引野西部地区（～令和12年度）ほ場整備の実施 ・布施爪地区（～令和11年度）ほ場整備の実施
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業を守るため、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、魚津市農業協同組合や地域内の農業者への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。</p> <p>③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行っていく。</p> <p>⑤果樹については、今後の園地のあり方について、後継者の育成や新たな担い手の確保等を協議していく。</p> <p>⑦担い手が耕作できない農地の管理については、野菜栽培や市民農園等の管理の検討、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用による管理を行っていく。</p>
--